

No. 12.

1 重要員令之改訂
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

2 主務局の任務を整理し

3 大連市役所執行部調査委員会設置
可決

4 其の内(調査中)の市役所委員令、中央委員令、市役所委員令の整理を要す

5 個人別調査書の発表を控ふ

6 調査委員 大山、倫道、上村、星田、神尾

7 水谷の法行

8 産物書と発表を要す

9 臨時対策委員会
倫道

10 投票の右新法行